

広島市告示（安佐北区）第 44 号
令和 8 年 6 月 4 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 10 項の規定に基づき、平成 20 年 9 月 29 日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した城裏町内会（代表者 岡田 哲幸）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

- 1 変更があった事項
事務所並びに代表者の氏名及び住所

- 2 変更の内容

	旧	新
事 務 所	広島市安佐北区可部七丁目 1 4 番 4 6 号	広島市安佐北区可部七丁目 1 8 番 2 8 - 5 号
代表者の 氏名及び 住所	岡田 哲幸 広島市安佐北区可部七丁目 1 4 番 4 6 号	廣岡 光則 広島市安佐北区可部七丁目 1 8 番 2 8 - 5 号